

12月定例会

第4回 境港市議会（定例会）会議録（第5号）

議事日程

平成16年12月15日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第84号 議案第89号 議案第90号 議案第91号
陳情第17号 陳情第18号 陳情第19号 陳情第20号

（総務委員会委員長報告）

議案第85号 議案第88号 議案第92号 議案第94号
陳情第13号 陳情第14号 陳情第15号 陳情第16号 陳情第23号
陳情第24号

（教育民生委員会委員長報告）

議案第86号 議案第87号 議案第93号 議案第95号 議案第96号
議案第97号
陳情第21号 陳情第22号

（経済建設委員会委員長報告）

第3 議案第98号 平成16年度境港市一般会計補正予算（第7号）

第4 議員提出議案第5号 「平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書」の提出について

議員提出議案第6号 「教育基本法の改正について徹底論議を求める意見書」の提出について

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（18名）

1番	下 西 淳 史 君	2番	水 沢 健 一 君
3番	平 松 謙 治 君	5番	永 田 辰 己 君
6番	定 岡 敏 行 君	7番	松 下 克 君
8番	長 谷 正 信 君	9番	荒 井 秀 行 君
10番	渡 辺 明 彦 君	11番	石 長 靖 哉 君
12番	竹 内 祐 治 君	13番	南 條 可代子 君
14番	植 田 武 人 君	15番	黒 目 友 則 君
16番	岩 間 悅 子 君	17番	米 村 一 三 君

18番 岡 空 研 二 君

19番 森 岡 俊 夫 君

欠 席 議 員
な し

説明のため出席した者の職氏名

市 長	中 村 勝 治 君	助 役	竹 本 智 海 君
教 育 長	根 平 雄一郎 君	総 務 部 長	安 倍 和 海 君
市民生活部長	早 川 健 一 君	産業環境部長	武 良 幹 夫 君
建設部長	松 本 健 治 君	建設部参事	田 原 万 実 君
総務部次長	松 本 光 彦 君	総務部次長	宮 辺 博 君
産業環境部次長	足 立 一 男 君	秘 書 課 長	佐々木 史 郎 君
総務課長	清 水 寿 夫 君	地域振興課長	荒 井 祐 二 君
通 商 課 長	伊 達 憲 太 郎 君	管 理 課 長	洋 谷 英 之 君
教育総務課長	門 脇 俊 史 君	財政課課長補佐	浜 田 壮 君

事務局出席職員職氏名

局 長	景 山 憲 君	主 査	戸 塚 扶美子 君
調査庶務係長	武 良 収 君	議事係主幹	片 寄 幸 江 君

開 議 (10時00分)

議長（下西淳史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、荒井秀行議員、岩間悦子議員を指名いたします。

日程第2 議案第84号～議案第97号・陳情第13号～陳情第24号

(各委員会委員長報告)

議長（下西淳史君） 日程第2、議案第84号から議案第97号及び陳情第13号から陳情第24号を一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、渡辺明彦議員。

総務委員会委員長（渡辺明彦君） おはようございます。総務委員長報告を行います。

今期定例会において総務委員会に付託されました議案4件、陳情4件について審査の結

果を申し上げます。

審査に当たりましては、竹本助役を初め担当部課長、関係職員多数出席のもと慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第 84 号、平成 16 年度境港市一般会計補正予算（第 6 号）について申し上げます。

本補正予算は、緊急雇用特別基金事業を活用して、外国人観光客おもてなし事業、学校情報化促進プラン、児童発達相談台帳整備事業など観光、教育、福祉などの事業を追加実施するものであります。

また、樋ノ上川線改良事業につきましては、事業の年度内完成が困難なため翌年度への繰り越しをするものであります。

これによりまして歳入歳出それぞれ 1 億 1, 856 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144 億 6, 047 万 4, 000 円とするもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 89 号、境港市収入役事務兼掌条例制定について申し上げます。

地方自治法の一部改正により、人口 10 万人未満の市においても収入役を置かず、その事務を市長または助役に兼掌させることができることとなり、本市では平成 17 年 4 月 1 日より収入役を置かず、その事務を助役が兼掌することとするもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 90 号、境港市の休日を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

当市が行っている年末年始の休日を国、県と同じく現行の 12 月 31 日から 1 月 5 日までを 12 月 29 日から 1 月 3 日までと変更するもので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、実施に当たっては、市民への周知徹底を図られるよう要望したところであります。

次に、議案第 91 号、境港市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定について申し上げます。

本条例案は、外部監査契約に基づく監査制度を導入することで監査機能の強化と市政の透明性を高めることが目的であります。

審査におきましては、個別外部監査と包括外部監査についてそれぞれの長所、短所、費用などが論議されたところであります。

当委員会といたしましては、当市の規模、経費面などから個別監査制度が適切と判断し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情 4 件について申し上げます。陳情 4 件は、いずれも「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会実行委員長、村口徳康氏ほか 1 団体から提出されたものであります。

初めに、陳情第 17 号、消費税の大増税及び定率減税縮小に反対する陳情について申し

上げます。

現行の社会保障制度を堅持するためには、将来の消費税引き上げの論議は避けて通れず、また定率減税についても国の動向を見守るべきとの意見があり、全員異議なく閉会中の継続審査と決しました。

次に、陳情第18号、三位一体改革に関する意見書採択を求める陳情について申し上げます。

当市議会では、全国議長会の要請により国に対し意見書を提出することとしており、本陳情については全員異議なく趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第19号、郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上等に関する意見書を求める陳情について申し上げます。

委員会では、民営化によるサービス低下が心配である、既に2007年4月の民営化基本方針が閣議決定されているなどの意見があり、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

ただし、1名の委員より不採択、もう1名の委員より閉会中の継続審査とすべきとの意思表示があったことを付言いたします。

最後に、陳情第20号は、自衛隊をイラクから撤退させ、憲法9条を守ることを要求する陳情であります。

イラクへの自衛隊派遣は、イラク復興支援特別措置法に基づいて実施されており、政府は12月9日の臨時閣議で基本計画を変更し、イラク派遣の1年間延長を決定しました。

委員会では、このたびの派遣延長はイラクの民政安定のため必要な措置との意見や国民の反対が多いことを考慮すべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数で不採択と決しました。

ただし、1名の委員より趣旨採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君） おはようございます。教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会におきまして教育民生委員会に付託されました議案4件並びに陳情6件について、助役を初め担当部課長、関係職員出席のもと慎重に審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議案第85号は、平成16年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）であります。

収納率向上特別対策事業費502万4,000円を増額し、予算総額を30億5,865万7,000円とするものであります。全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号は、平成16年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第1号）で

あります。

介護給付費等の過年度分の精算に伴う返還金 278万2,000円を増額し、予算総額を22億3,584万6,000円とするものであります。全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第92号は、境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定についてであります。

上道児童クラブの設置場所を現行の上道町300番地の中央公民館を上道町3078番地の旧上道村役場に変更するものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第94号は、玉井斎場管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

玉井斎場管理組合を組織する本市を除く自治体が平成17年3月31日に島根県松江市及び八束郡の7町村による新設合併により松江市となることに伴い、組合規約について所要の改正をし、実施時期を平成17年3月31日とするものであります。全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、陳情についてであります。

陳情第13号は、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会実行委員長、村口徳康氏ほか1団体からの提出で、安心してかかる医療保障の充実改善を求める国への意見書採択についての陳情であります。

7項目あり、一括して審査いたしました。

県でも検討中であり、県との協調性を図る必要があることや全国市長会としても国に要望している項目や医師会も反対している項目もあり、地方財政にはね返ってくることも考えられる、行政がカバーすることは困難であるなどの意見があり、採決の結果、賛成多数で不採択と決しました。

ただし、1名の委員より趣旨採択すべきの意思表示がありましたことを付言いたします。

陳情第14号は、第13号と同じ提出者からの陳情で、利用者負担の大幅増など介護保険の改善を求める国への意見書提出についての陳情であります。

これも6項目から成る陳情で、予防介護を考えると自助努力も必要であるという意見などがあり、採決の結果、賛成多数で不採択と決しました。

ただし、1名の委員より閉会中の継続審査すべきとの意思表示がありましたことを付言いたします。

陳情第15号も13号と同じ提出者からの陳情で、改革年金法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める陳情であります。

国でも現在審議中であること、表現が違うもののこの陳情は平成15年12月に提出されたものと同じ趣旨のものであり、不採択したという経緯から、採決の結果、賛成多数で不採択と決しました。

ただし、1名の委員より閉会中の継続審査すべきとの意思表示がありましたことを付言

いたします。

陳情第16号も13号と同じ提出者からの陳情で、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書採択を求める陳情であります。

10項目から成る陳情には、三位一体改革で読めない部分や一般財源化されてどうなるかわからないという項目や完全実施は難しいが対策を協議中の項目もある、本市の実態から見れば既に実施されている項目が多数あるなどの意見があり、採決の結果、全員異議なく不採択と決しました。

陳情第23号は日本会議鳥取県本部会長、廣江式氏から提出された教育基本法の改正について徹底論議を求める意見書提出を求める陳情で、陳情第24号は鳥取県西部地区革新懇話会代表の足立節雄氏から提出されたもので、教育基本法の改悪反対の意見書の提出についての陳情であります。

この両陳情は、同じ教育基本法に関する陳情でありますので、一括審査いたしました。

陳情第24号の教育基本法の改悪ということに異議があることや愛国心は必要である、また教育基本法ができて半世紀も過ぎ、見直しが必要な部分が出てきている、教育の根幹となるので徹底的に議論すべきなどの意見があり、採決の結果、陳情第23号は全員異議なく採択し、意見書を提出することに、陳情第24号は全員異議なく不採択と決しました。

以上で教育民生委員会に付託されました議案並びに陳情につきましての委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、経済建設委員会委員長、黒目友則議員。

経済建設委員会委員長（黒目友則君） 経済建設委員長報告を行います。

今期12月定例議会におきまして経済建設委員会に付託されました議案6件及び陳情2件について審議の結果を申し上げます。

なお、審査に当たりまして、竹本助役を初め担当部課長及び関係職員の出席のもと慎重に審議をいたしたところであります。

まず最初に、議案第86号は、平成16年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）であり、職員の人事配置に伴う補正であり、人件費を60万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,240万4,000円とするものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、平成16年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第2号）であり、職員の人事配置に伴う補正であり、人件費を1,362万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,103万4,000円とするものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、境港市消防団員等公務災害補償条例制定について及び議案第95号、鳥取県市町村消防災害補償組合からの脱退については関連する条例であり、一括審議を行いました。

これらの条例は、鳥取県市町村消防災害補償組合で行っていた非常勤消防団員等の公務

による損害補償の事務を合併等により構成団体の変更等により一部事務組合から脱退し、本市において事務を行うため非常勤消防団員等の災害補償に係る制度を創設するための条例制定であり、議案第93号、議案第95号いずれも全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第96号は市道の路線の廃止について及び議案第97号は市道の路線の認定についてであり、これらの条例も関連するものであり、一括審議を行いました。

これらの条例は、市道上道4号線が現在一部民有地を含んでおり、市道を廃止し、民有地を除いた部分を新たに市道認定するものであります。また、渡106号線は江島大橋完成に伴い接続道として市道認定するものであり、議案第96号、議案第97号は、いずれも全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、陳情第21号は、食とみどり、水を守る鳥取県労農市民会議議長、鎌谷広治氏から提出されました食料・農業・農村基本計画見直しに関する陳情であります。

平成16年8月10日に食料・農業・農村政策審議会において取りまとめられた中間論点整理の報告について食料の自給率の向上に向けての政策及び食の安全や環境問題に配慮した施策の転換の陳情であり、現在国においては平成17年3月をめどに新たな基本計画が検討されており、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

なお、1名の委員より採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

次に、陳情第22号は、食とみどり、水を守る鳥取県労農市民会議議長、鎌谷広治氏から提出されましたWTO・FTA交渉に関する陳情であります。

WTO交渉は、8月1日に今後の交渉の前提となる大枠合意がなされたが、具体的な数値など今後の交渉にゆだねられました。

また、FTAについては、特に東南アジア各国から農産物の貿易自由化が求められています。

これらWTO及びFTAの農業分野の交渉に当たって、農村の多面的機能の発揮と食料の安全保障、各国の農業の共存と食料自給率向上が可能な貿易ルールの実現を求める陳情であり、採決の結果、賛成多数で趣旨採択するものと決しました。

なお、1名の委員より採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

以上をもちまして経済建設委員会の委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、定岡敏行議員。

6番（定岡敏行君） 委員長報告に対する討論を行います。

総務委員長報告のうち、陳情第20号、自衛隊のイラク撤退を求め、憲法9条を守るようにとの陳情を不採択との報告に反対し、採択を求めます。

教育民生委員長報告のうち、陳情第13号、第14号は、高過ぎる患者負担を引き上げてほしい、お金のあるなしで命が左右されるような混合診療の導入はやめてほしいなど医

療保障の充実を求め、また来年に迫った介護保険の大幅改悪に反対し、だれもが安心して利用できる介護保険にしてほしいといった切実な要望に満ちたものであります。

不祥事、むだ遣いが続く社会保険庁、片方で国民は払うに払えない年金と、今崩壊の危機と言われる年金制度ですが、陳情第15号は一層事態を深刻にするこの改悪に反対し、最低保障年金制度の実現を求め、第16号は保育や学童保育など子育て支援へもっと予算をと願う陳情です。

これらはいずれも市民の切実な声であるばかりでなく、こうした国民負担の増大をいつまでも続けては消費購買力をますます冷え込ませ、景気回復をおくらせる問題ともなっています。

委員会は、これをすべて不採択との結論でした。

審議の中で不採択を主張された皆さんには、現実的に無理なことばかりだ、今さら我々が言ったって国の財政事情からいえばこたえることは困難、こんなことを理由にしていらっしゃいましたが、市会議員の役割は、市民、国民の立場でその願いをどうしたら実現できるか、そのためにはどこをどうしたらよいのか懸命に考え、行政に働きかけることあります。議論の最初からこれは無理だのできっこないだと、行政の先回りして市民の願いにふたすることではありません。それで議会の役目が果たせるでしょうか。

市民の願いにこたえることが本当に不可能でしょうか。例えば全国で今4分の1を超える自治体が介護保険の保険料や利用料の軽減措置をとっています。国の態度が今問題になっていますが、陳情第14号はこの実現を求めているものです。

そもそも保険料や利用料が高いのは、政府が介護施策に対する国庫負担の割合をそれまでの50%から25%へと大幅に引き下げたことからです。私たち日本共産党は、この国庫負担を30%に引き上げることを求めていますが、現在国庫負担25%のうちに含まれている調整交付金5%分を別枠とし、国庫負担全体を30%へ引き上げることは全国市長会や全国町村会も要望していることです。

これに必要な財源は約3,000億円です。この程度の国庫負担引き上げで国の制度として住民税非課税世帯の現在の第1、第2段階に当たる人を対象に在宅サービスの利用料を3%に軽減し、保険料を減免することが可能です。はなからできないという言うべきことでしょうか。

一つ一つ政策を吟味研究していくば、今の政府のもとでもできることがたくさんあります。要は市民、国民の立場で真剣に考えるか、努力し続けるか、まあ国の流れよと身を投げてしまうかであります。

私はこれらの陳情の採択を求めるとともに、陳情第23号、教育基本法改正へ徹底論議を求める陳情の採択に反対し、不採択を、また第24号、同法の改悪に反対する陳情を不採択との報告に反対し、採択すべきと主張しますが、後の意見書に関して討論いたしますので、ここでは理由を省略いたします。

以上、同僚議員の皆さんの御賛同をお願いし、討論を終わります。

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決いたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第84号、平成16年度境港市一般会計補正予算（第6号）から、議案第97号、市道の路線の認定については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号、平成16年度境港市一般会計補正予算（第6号）、議案第85号、平成16年度境港市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）、議案第86号、平成16年度境港市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）、議案第87号、平成16年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計補正予算（第2号）、議案第88号、平成16年度境港市介護保険費特別会計補正予算（第1号）、議案第89号、境港市収入役事務兼掌条例制定について、議案第90号、境港市の休日を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第91号、境港市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定について、議案第92号、境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について、議案第93号、境港市消防団員等公務災害補償条例制定について、議案第94号、玉井斎場管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第95号、鳥取県市町村消防災害補償組合からの脱退について、議案第96号、市道の路線の廃止について、議案第97号、市道の路線の認定については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第13号、安心してかかる医療保障の充実改善を求める国への意見書採択についての陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第13号は、不採択と決しました。

次に、陳情第14号、利用者負担の大幅増など介護保険の改善を求める国への意見書提出についての陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第14号は、不採択と決しました。

次に、陳情第15号、改革年金法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第15号は、不採択と決しました。

次に、陳情第16号、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める

る意見書採択を求める陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第16号は、不採択と決しました。

次に、陳情第19号、郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上等に関する意見書を求める陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第19号は、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第20号、自衛隊をイラクから撤退させ、憲法9条を守ることを要求する陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第20号は、不採択と決しました。

次に、陳情第21号、食料・農業・農村基本計画見直しに関する陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第21号は、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第22号、WTO・FTA交渉に関する陳情は、委員会においては趣旨採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第22号は、趣旨採択と決しました。

次に、陳情第23号、教育基本法の改正について徹底論議を求める意見書提出を求める陳情は、委員会においては採択、意見書提出であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第23号は、採択、意見書提出と決しました。

次に、陳情第24号、教育基本法の改悪反対の意見書の提出についての陳情は、委員会においては不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第24号は、不採択と決しました。

た。

次に、ただいま可決いたしました陳情を除く陳情は、それぞれ委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第17号、消費税の大増税及び定率減税縮小に反対する陳情は閉会中の継続審査、陳情第18号、三位一体改革に関する意見書採択を求める陳情は趣旨採択と決しました。

日程第3 議案第98号

議長（下西淳史君） 日程第3、議案第98号、平成16年度境港市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第98号は、平成16年度一般会計補正予算であります。

まず、歳出について申し上げます。

農林水産業費におきましては、緊急雇用創出特別基金事業が追加で内示を受けたことによりまして、白ネギ産地維持緊急対策事業費290万円を増額。

商工費におきましては、このたび株式会社水木プロダクションから水木しげるロード振興のため御寄附をいただきましたことにより水木しげる基金積立金200万円を増額いたしております。

歳入につきましては、県支出金290万円、寄附金200万円をそれぞれ増額いたしております。

以上によりまして予算総額を144億6,537万4,000円といたすものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長（下西淳史君） 質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（下西淳史君） 質疑を終わります。

討論がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（下西淳史君） 討論を終わり、採決いたします。

議案第98号、平成16年度境港市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第98号、平成16年度境港市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決しました。

日程第4 議員提出議案第5号・議員提出議案第6号

議長（下西淳史君） 日程第4、議員提出議案第5号、「平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書」の提出について及び議員提出議案第6号、「教育基本法の改正について徹底論議を求める意見書」の提出についてを一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第5号について、松下克議員。

7番（松下 克君） 地方自治は、大きな岐路に立たされております。

それでは、意見書の案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来たすとともに、国に対する地方の信頼を損ねる結果となった。

平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を再構築し、住民サービスの低下を来たさないようにすべきである。

よって、国は、平成17年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を強く要望する。

記

1. 昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来たすことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は、少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。

2. 税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源保障を強化して対応すること。

3. 地方財政計画上の歳出と決算との乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な不合理な削減は絶対認められないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（下西淳史君） 議員提出議案第6号について、岩間悦子議員。

16番（岩間悦子君） 教育基本法の改正について徹底論議を求める意見書を提案します。提案理由は、意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

教育基本法の改正について徹底論議を求める意見書

教育基本法は、その制定以来、戦後半世紀が経過している。しかしながら、社会は大きく変化し、教育は大きな課題を抱えている。青少年の凶悪犯罪、不登校や学級崩壊の問題、家庭や地域の教育力の低下など、今日、教育改革は、国民的課題となっている。

こうした中、昨年3月、中央教育審議会は、文部科学大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱している。

今こそ教育の再建にむけ、青少年の健全育成を図り、国際社会でも通用する能力を持つ日本国民の育成を国として真剣に考え、新たな時代の、教育の方向性を明確に指し示す必要がある。

よって政府は、教育基本法の改正について国会で徹底論議を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下西淳史君） 討論の通告がありますので、これを許します。

定岡敏行議員。

6番（定岡敏行君） 私は、今提案された教育基本法の改正へ徹底論議をという意見書の採択に反対し、討論いたします。

委員会審議で徹底審議を求めるのがなぜ悪いかという意見がありましたが、この意見書のどこが賛否中立的にただ議論を要求するものと言えるでしょうか。教育や家庭の崩壊を具体的な検証もなしにすべて現行の教育基本法のせいだとして、中央教育審議会が答申した改正の方向で議論を徹底して行えというものであります。

改正をもくろむ勢力が何を目指すかは、この意見書のもとになった陳情提出者、日本会議がどんな団体かを見ればよくわかります。これは日本会議のホームページでございますけれども、このページを開けばトップに出てくるのがこういう言葉であります。125代という悠久の歴史を重ねられる連綿とした皇室の御存在は、世界に類例を見ない我が國の誇るべき宝という宣言です。しかし、戦後こうした美しい伝統を軽視する風潮が長く続き、その価値が認識されなくなってきたことが問題だとして、皇室を中心に同じ歴史、文化、伝統を共有しているという歴史認識の回復を主張しています。

ですから天皇の名のもとに私たちの父や祖父を戦場に追いやり、アジアの民衆2,000万人を死に追いやった日本軍国主義のあの侵略戦争への反省もなく、今、南京大虐殺という歴史的な事実さえ攻撃を始め、戦前をほうふつとさせる議論で憲法改正を叫んでいます。

戦争への反省から戦後みんなで築き上げてきた戦後民主主義がこの人たちにとっては何よりの障害で、取り組み始めたのが教育基本法の改悪です。

こうした中で出されたのが中央教育審議会の答申で、教育改革の課題として、知育よりも道徳心を重んじよ、個人の尊厳より公共への規範、つまり体制に尽くす人間づくりを目指し、国を愛する心の涵養を主張しています。

教育基本法改正を叫ぶ人たちの本音があらわで、徹底論議という議論はその入り口づくりにはかなりません。

よく愛国心が問題になりますけれども、これは国民を大切にする国の政治によってこそ釀成、形つくられるものであって、国民の願いに逆らうばかりの政治が離反する国民を統治、動員するために強制されるものであってはなりません。

最近の処分を振りかざす君が代、日の丸の異常な強制に見るように、あえて基本法に盛り込む動きには鳥肌が立つ思いであります。

今、多くの国民は、学力の問題や10年間で倍増した不登校を初めいじめや暴力など今の教育の荒廃を何とかしたいと強く願っています。

しかし、それは人格の完成を教育の目標とし、平和憲法の理想の実現を掲げた今の教育基本法が間違っているからではありません。むしろ積年の自民党政治が基本法の精神を投げ捨てて、世界にも類がないほどの競争と管理の教育を進めてきたからです。

子供たちの世界を見ていて今本当に大切だと思うのは、こうした管理や選別、過度な競争から解き放ち、一人一人の個性をますます大事にした行き届いた教育条件整備を進めることではないでしょうか。教育基本法がそういう意味でますます生かすべきときだと私は考えます。

ぜひ同僚の皆さんのお賛同を心から期待をし、討論を終わります。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。ただいま反対討論がありました議員提出議案第6号、「教育基本法の改正について徹底論議を求める意見書」の提出について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議員提出議案第6号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第5号、「平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書」の提出について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり決しました。

ただいま可決いたしました意見書は、議長名で関係する諸機関へ送付いたします。

閉　　会　（10時45分）

議長（下西淳史君） 以上で今期定例市議会に付議された議案並びに陳情の審議を終了いたしました。

これをもって第4回境港市議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員